

新旧対照表

箱根町立宮城野保育園条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町立宮城野保育園条例の一部改正）（第1条関係）

（職員）

第3条 保育所に園長、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、嘱託医その他必要な職員を置く。

（箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）（第2条関係）

（職員）

第10条 （略）

2 （略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

(2)～(9) （略）

4・5 （略）

（箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）（第3条関係）

（職員）

第23条 （略）

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含

旧（改正前）

（職員）

第3条 保育所に園長、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、嘱託医その他必要な職員を置く。

（職員）

第10条（略）

2（略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

(2)～(9)（略）

4・5（略）

（職員）

第23条（略）

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含

新（改正後）

む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

旧（改正前）

む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

